

令和 7 年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和 7 年 5 月 1 4 日（水） 9：00～9：15

2 開催場所 青森市役所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

3 対象施設 青森市西部工業団地多目的施設

4 出席者

（1）選定評価委員 委員長 沢 木 正 明（企画部次長）
副委員長 越後谷 和 人（総務部次長）
委 員 沼 田 郷（青森大学教授）
委 員 桃 野 敦（東北税理士会青森支部税理士）
委 員 坂 本 康 人（農林水産部次長）
委 員 櫻 田 文 明（都市整備部次長）
委 員 鳥谷部 稚 子（浪岡振興部次長）

（2）施設所管課（経済部新産業支援課）

課 長 渡 邊 雅 史
主 幹 雪 田 寿 人
主 事 宮 本 晶 平

（3）制度所管課（企画部行政資産経営課）

課 長 岩 渕 寿 哉
主 幹 長 内 寛 幸
主 査 澤 田 朋 紀
主 査 櫻 田 博 光

5 案 件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

- （1）指定管理者制度導入の適否：適
- （2）指定期間：5 年間
- （3）利用料金制：導入する
- （4）募集形態：公募
- （5）グルーピングの適否：なし（単独施設）

7 主な質疑内容

委員：現在の指定管理者である㈱城ヶ倉観光の総従業員数は 393 名とあるが、施設の従業員数は何名か。

施設所管課：7 名である。

委員：西部工業団地の中にある施設であることから、工業団地に立地している企業への福利厚生といった位置づけの施設という印象があるが、基本的に他の体育施設と同じ管理である。他の体育施設と分けて単独でやらなければいけない理由はあるのか。

施設所管課：これまで単独施設として指定管理を行っていることや、西部工業団地の中に立地している状況を加味した上で単独としている。

委員：施設の利用は西部工業団地に立地している企業に限定しているのか。

施設所管課：利用は限定していない。

委員：前回募集時の応募者は何者あったのか。

施設所管課：前回募集時の応募者は 2 者であった。

委員：財務状況について、市の歳入の具体的な内訳は何か。

施設所管課：主な歳入は自動販売機の設置による貸付料である。令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症対策指定管理者支援補助金が加算されている。

委員：老朽化が進んでいるとのことであるが、休館したことはあるか。また、休館した場合、補償等はあるのか。

施設所管課：令和 3 年度に約 2 か月間新型コロナウイルスの影響により休館している。その際は、新型コロナウイルス感染症対策指定管理者支援補助金により利用料金の補償を行っているが、老朽化に伴う休館はない。

委員：利用料金について更に高くして欲しいといった要望は来っていないのか。また、仮に利用料金の値上げをする場合、どのようなプロセスになるのか。

施設所管課：要望は来っていない。利用料金の値上げをする場合は、他の体育施設の利用料金を参考にしながら、検討していくことになる。

委員：利用料金の値上げについて要望が挙げるとすると、どこから挙げることが予想されるか。

施設所管課：指定管理者からになると思われる。